

平成 3 1 年度第 1 回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和元年 8 月 2 6 日（月）午後 1 時 5 5 分～午後 3 時 5 5 分
場 所	国土交通省雲仙復興事務所 2 階会議室
委 員	吉田 省三 委員長（長崎大学 経済学部非常勤講師） 古瀬 寛二 委員（商工会議所副会頭） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 本村 三郎 委員（税理士） 山下 雄一 委員（弁護士）
市関係出席者	柴崎副市長、松本総務部長 《事務局》中村契約管財課長、酒井契約検査班長、井上主査 《工事主管部署》 ▶ 教育総務課…菅課長、松村係長 ▶ 農林水産課…平尾主査 ▶ 水道課…森班長、小川主査 ▶ 道路課…荒木課長、本多班長 ▶ 都市整備課…酒井課長、吉田班長
報告事項	平成 3 0 年度入札執行状況等について
抽出事案審議	平成 3 0 年度下半期発注工事の審議について
審議対象期間	平成 3 0 年 1 0 月 1 日 ～ 平成 3 1 年 3 月 3 1 日
抽出事案	8 件 ※各委員から 2 件以内で抽出（重複あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

(1)報告事項 平成30年度入札執行状況等について	
意見・質問	回 答
近年、工事は減ってきていると認識してよいか。今後の見込みはどうか。 市の予算は減ってきているのか。 工事契約額実績で、平成26年度や平成29年度が比較的多いのは庁舎建設関係が要因なのか。	ここ数年は減少傾向にある。今後も大幅な増に転じるとは考えにくい。 市全体の予算では、来年度までは庁舎建設工事関連事業に伴い約240億、それが終了すると、200～210億程度で推移することになるかと思う。 平成29年度は庁舎建設の当初契約分が大きく占めていることが要因であるが、平成26年度については、し尿処理施設の建て替え工事に伴うものである。

(2)抽出事案審議 平成30年度下半期発注工事の審議について	
審議1 第五小学校渡り廊下腰壁改修工事	
意見・質問	回答
2回の入札を合わせると、10者指名し2者辞退、そのうち5者が最低制限価格以下で応札している。低額でやれるとの意思表示だとすると、積算単価など設計が実勢と合っていないのではないか。	公共工事の標準単価等に基づいた設計を行っており、適正であると考えている。
ルール通り設計しているのは理解しているが、使用する単価が実勢と乖離しているのではないかとっている。	国・県が示す単価は公表されているので、業者は適正に見積もることができるはずである。
見積において、公表されている単価等を使えば、誰が見てもわかるような内容なのか。改修の内容について、説明をお願いしたい。	渡り廊下通路の両脇のレンガ塀が建築基準法施行令の基準に適合していないことから、全撤去して新たにパネルを設置するもので、撤去工事、鉄骨工事、外装工事から成る。 確かに、入札結果を見ると、直接工事費で、落札者とそれ以外の業者との乖離があることは確認できる。
撤去が絡むとこのような結果になることが多いと思われるが、撤去の積算単価はあるのか。	撤去の積算の基準は、面積、数量、重量による施工単価というのがある。 今回はコンクリートの撤去単価を採用した。
レンガの撤去にコンクリートの単価を使うのか。	材質によって、撤去の手間、時間や労力が違うのでどれを使うかということになるが、レンガは重量もあることから、コンクリートが最も近いと判断して採用した。
最も近いのはコンクリートかもしれないが、コンクリートは、通常、鉄筋が入っているがレンガは入っていない。重さでいけばコンクリートであっても「壊す」観点でいえばレンガが安価で壊せるということではないのか。 適切な単価がない場合、見積をとって設計をすることがあるかと思うが、なぜ、今回やらなかったのか。 業者としては、公表されている単価	レンガについては単価がないので見積をとると実勢価格にはなると思う。

がないので、見積で設計されているだろうと判断して、積算して入札したと考えられないか。	
今後は、設計にあたり、誰が見てもそれを使用するという単価がないようであれば、無理に近いものを採用するのではなく、見積をとったかどうか。それであれば実勢価格に近付くし、工事価格自体が安価になる場合もある。	指摘のとおりであるとする。今後、見積を活用し、より適切な設計を行いたい。
新設部分よりも撤去部分でずれが出たということか。	直接工事費の中で、撤去工事は2割程度である。どこでずれが出たのかは把握できないが、指摘の部分で差異が生じたと思う。
直接工事費をさらに分けた明細はわかるのか。	工事費内訳書の中で、撤去工事、鉄骨工事、外装工事に細分化されている。
細分化がされているのであれば、分析に活用してはどうか。	活用したい。
使用する単価はどれくらいの頻度で更新しているか。	「建設物価」は毎月発刊されており、それを使用している。建築施工単価と建築コストの情報については、年に4回更新されており、最新のものを使用している。
改修する理由が建築基準法に適合していないということであるが、具体的にどのようなところか。	建築基準法施行令第61条に、組積造(レンガ、石など)の塀は、①高さ1.2m以下でなければならないこと、②壁の厚さが壁頂までの垂直距離の1/10以上であること、③控壁を4mごとに設置していなければならないこと、④基礎の根入れの深さは20cm以上とすることと規定されているが、③と④を満たしていないことが理由である。
判明したきっかけはあるのか。	昨年大阪北部地震で、ブロック塀が倒壊し小学生が亡くなった事故に起因し、調査の上、改修工事が必要ことが判明したものである。
早期に工事をするべき案件と考えるが、判明して入札するまでどれくらいの期間を費やしたか。	調査から工事まで約半年である。
至急を要する案件で、特別に手続きを簡略化する方法はないのか。	急を要する場合には専決処分という方法があるが、今回は通常の方法である補正予算で対応した。

専決処分による方法をとるか否かの判断はどのように決定するのか。	事業担当部署と財政担当、市長、副市長で協議を行い決定する。
---------------------------------	-------------------------------

審議 2 大三東漁港水域施設機能保全工事（その 2）

意見・質問	回 答
入札参加 14 者のうち 9 者が失格するのは異常ではないか。	事前ランダムと公開ランダムともに係数が高く出たことでこのようになった。
工事内容が比較的単純であるという説明であったが、もう少し詳しく説明してほしい。	漁港の海岸に床掘をし、捨石を投入、それを被覆ブロックで覆うというような工種が少ない工事である。積算する項目も多くない。
入札結果が通常ではない場合は、細かい分析をする必要があるのではないか。	開札において、工事費内訳書を確認しながら通常とは違う感を受けるケースはあるが、本件については、不自然とは思えない入札と認識しており、分析は行っていない。
このような結果がありえないとは言えないが、こういったケースは分析をした方がいいと思う。例えば、後日見積書の提出を要求するなど。	不自然な入札と見受けられるものについては、今後、分析をしたいと思うが、本件は、業者の積算能力によりこのような結果になったと認識しており、分析は必要ないと考える。
本件は、最低制限価格のランダム係数による最上限値と最下限値の真ん中より上に入札が集中しており、応札者がきちんと積算出来たうえで取りに行っていて、たまたま係数が高く出たために失格が多く出たということであれば納得がいく。（意見）	—

審議 3 中木場水道施設屋上防水改修工事

意見・質問	回 答
2 回の入札で同じ業者を指名しているが、メンバーを変えることは検討しなかったのか。	不落に終わった入札を再度入札する案件については、同じ設計で指名業者を変える場合と設計を見直して指名業者を同じくする場合があるが、今回は後者で対応した。
設計見直しの具体的な内容は何か。	コンクリートの取壊しの数量を減じたことに伴い撤去工事を 3 m ² 減らしている。
工事の分量を減らしたということなのか。単価を下げたとかそういうものではないのか。	その通りである。

そうであれば、削減した分だけ減額したとしても２回目は１回目と同じ結果になると予測しなかったのか。	設計見直しを行ったのみにとどめた。
最初の入札の再度入札で若干下げて入札している。そこが目いっぱい の線であったということであればいいが、この辺でギリギリ行けるのではないかと 思って入札されたのであれば、２回目で同じような入札をすると、落札 できるラインが読めるので、落札額が高止まりになるのではないかと懸念 される。 指名業者を変えないで設計を見直す場合、数量のみを変えるのは適切な やり方ではないのではないのか。指名業者も変えた方が良いのではないのか。	確かに、指摘のように落札率が高くなる要因にもつながる恐れもあると思う。 これまでは、不落入札をあらためて入札にける場合は、設計を変えるか、指名業者を変えるか、 のどちらかを選択する取り扱いをしてきており、今回は前者を選択したところである。 その取り扱いを見直す必要があると思う。
設計変更をしたとしても指名業者も変えた方が適切ではないのか。	今後は、原則、指名替えを行いたい。
今まで、設計を変更した場合は指名業者を変えないことが多かったのか。	ケースとしては、設計を変えずに指名替えをするケースが多かった。
県や雲仙市においては、設計、業者指名ともに変えているようである。一度指名を受けた業者は何らかの情報を 持っている。	今後は、事業課と連携を取りながら、また、県や雲仙市を参考にしながら、適正な取り扱いに努めたい。
審議４ 区画線設置工事	
意見・質問	回 答
市内に施工できる業者はないのか。	塗装工事で登録する業者はあるが、道路の区画線設置については、できるところはない。
市内で見かける工事は、すべて市外の業者が施工しているのか。	本件は区画線設置のみの工事である。 舗装工事に合わせて区画線設置工事を行う場合は、市内の舗装工事業者が請け負い、区画線設置工事業者が下請に入っている。
指名要件に施工実績が掲げられているが、資格的なものが必要なのか。	区画線設置工事には専門の機械設備が必要であるので、保有する業者を選定している。
県内に１０３者もあるのに島原市にはないのか。	県内に塗装工事業者が１０３者あり、この中には市内の業者も入っているが、施工実績がある業者は市内にはない。

審議 5 有馬船津 5 号線改良工事（1 工区）	
意見・質問	回 答
辞退業者数社が手持ち工事を抱えていたとのことであるが、辞退の理由を尋ねたのか。	辞退理由を尋ねたわけではなく、市の契約状況を調査したところ、手持ち工事を持つ業者が数社あったと確認したものである。
今年度からこのケースはなくなるにしても、辞退が多い時には理由を調べる必要があるのではないか。例えば、理由が手持ち工事であれば、発注時期など、以降の発注方法の見直し材料にもなると思う。	今後は聴き取り等で調査したい。
今回、手持ち工事を調べたのは、抽出事案に挙がったからか。	今回のケースは特異であるので、議案に挙がる前に確認した。
辞退する場合の手続きはどのようにしているか。	辞退届を提出させている。
辞退届に理由の記載はあるか。	ない。
辞退届に理由欄を設けてはどうか。	検討する。
雲仙市では理由を記載する欄がある。	雲仙市を参考にしたい。
審議 6 晴雲団地都市下水路改修工事	
意見・質問	回 答
再度入札で「無効」というのがあるが、どのようなものか。	入札書の金額を訂正したものであり、無効とした。
その業者は、このような場合には無効になるということを知らなかったのか。	知っていたかどうかは不明であるが、もともと記載された数字よりも訂正した数字が高かったので、落札する意思がなかったのではないかと思います。
訂正印はなかったのか。 そもそも訂正していいものか。	入札金額の訂正は不可としており、無効となった。
指名理由で、指名回数と総合数値を合わせてあるが、どういうことか。	まず、対象 44 者のうち、それまでの入札において指名回数が少ない 4 者を選択、44 者の指名回数が並んだところで総合数値の 1 位から 3 者を選択、合わせて 7 者を指名した。
指名理由は指名回数だけでいいのではないか。	最初の 4 者を指名回数で選んでいる。その時点で 44 者が指名回数で並んだので、総合数値の 1 位から 3 者選んだものである。

指名回数を考慮するのが一般的ではないのか。	あくまでも指名回数を考慮し指名するのが基本である。4者選択した時点で最下位まで指名回数が同数となったため、総合数値1位に戻り3者を選択した。
指名業者を選ぶフローチャート的なものはあるのか。	フローチャートはない。
慣例的に行っているのであれば、文書化すべきではないか。	業者指名の取扱いの内規で規定しており、総合数値上位からを基本に、総合数値のみにより難しい場合に指名実績、契約実績を考慮するようにしている。
指名を担当者の考え一つで恣意的に操作することができないようにするためにも、明確にしておいた方がよい。	誤解を招かないようにするためにも内規を整備したい。
「島原市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱」の第12条に選定基準というのがあるが、指名回数の考慮については触れられていない。「指名回数」はどの条項に掲げられているのか。	この要綱は指名業者の数などを規定したものであり、「指名回数」については、別途、指名の取扱いを定めた内規に規定している。
この要綱は告示したものと思われるが、これと内規に矛盾がないようにしておかないといけないと思う。 (意見)	—
内規に、要綱の第12条を詳しくしたのがあるということか。	一般的なものを要綱に定め、具体的事務運用を内規に定めている。
審議7 霊南山ノ神線道路改良工事(その1)	
意見・質問	回 答
このようなケースの場合に突っ込んだ分析がされていないのではないのか。	比較的単純な見積もりができる工事であり、不自然な入札であるとは思えないことから、特別な分析はしていない。
4者の入札額は、最低制限価格と離れている。特異であるのではないのか。	工事費内訳書によれば適正に見積もられていると思われる、あとは積極的に取りに行くかどうかではないかと考えられるので不自然ではないと認識しているが、今後は分析を行いたい。
市が設計するときは積算ソフトを使っているのか。	積算ソフトを用い設計している。
市が使うソフトは民間でも市販されているのか。	民間では入手できない。

業者は、どこからか別のソフトを入手して見積もりっているのか。	市で使用するものは、長崎県内の市町村で一業者に委託して作ったものであり、業者は、民間で開発された別のものを使っている。
ソフトが違ってても入力する情報が同じであればほぼ同じ額を出すことができるのではないかな。	同じ結果が出るのではないかなと思う。
本件は指名の対象となる業者14者のうち10者を指名している。他の案件では指名業者数が違うが、額で違うのか。	要綱に定める指名業者数の基準に基づき指名を行う。本件は、設計額1千万円以上であるので、10者を指名した。
審議8 霊南山ノ神線道路改良工事（その2）・霊南山ノ神線舗装工事	
意見・質問	回 答
土木一式工事と舗装工事は類似の工事ではないのか。	建設業法に基づいた工種であり、業者はそれぞれの工種で許可をとり、指名登録をされており、類似工事ではない。
許可ではなく、実際の工事内容でみて類似工事ではないのか。一方ができれば、他方もできるような工事ではないのか。	改良工事の方は、側溝を設置したりする一般的な土木工事であり、舗装工事の方は、排水性の機能に特化した特殊なアスファルトを舗装する工事であり、違う種類の工事と考える。
この二つの工事では5者を重複指名しており、この5者が両方の工事をできるということであれば、両工事を組み合わせたらコストダウンにつながるのではないかな。この観点で検討をしたか。	比較的少額な工事であれば、土木工事に舗装工事を組み込んで発注するケースもあるが、本件については、それぞれ1千万円を超える工事であったので、別々にした。
土木と舗装という区分けは無視できない、まとめるのは実務上難しいと判断したということか。	この規模の工事においては、別々に発注した方が好ましいと判断した。
合わせて3千万円の工事にしたら、工事においていろんな工夫が出来て、コストダウンにつながると思うが、ダメなのか。	合わせて発注すればコスト面では有利になるが、この工事は国庫補助事業でもあり、経費もそれぞれ違うので、会計検査の対象にもなることからこのような発注になった。
受注機会の拡大という観点で最初から工事を二つに分けたのか。	多くの業者が受注できる機会を与えるということも二つに分けての発注となった一つの理由である。

二つの工事の工事場所が同じであるが、施工は日程をずらすのか。	舗装工事の方は、既に済んでいる改良工事（その１）の舗装を行うものであって、今回の改良工事（その２）の場所とは異なる。
《審議案件に関する委員会の所見》	
審議の結果、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保について問題は認められず、適正に処理されていた。	